

令和4年度採用 山梨県公立学校教員選考検査

特別支援学校（専門）問題

「始め」という合図があるまで、このページ以外のところを見てはいけません。

注 意

- 1 この問題は4問3ページで、時間は25分です。
- 2 解答用紙は、別紙で配布します。「始め」の合図で始めてください。
- 3 解答は、それぞれの問題の指示に従って解答用紙に記入してください。
- 4 「やめ」の合図があったら、すぐやめて係の指示に従ってください。
- 5 解答用紙を持ち出してはいけません。

特別支援学校 専門

- 1 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）及び特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年2月告示）について、次の（1）、（2）の問いに答えよ。ただし、〔 〕は特別支援学校高等部学習指導要領によるものである。

- （1） 次の文は、第1章第4節（小学部・中学部）、第1章第2節第3款（高等部）「教育課程の実施と学習評価」の一部を抜粋したものである。（A）～（E）に当てはまる語句を記せ。

- 1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
各教科等〔各教科・科目等又は各教科等〕の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
（中略）
- 2 障害のため（A）して教育を受けることが困難な児童又は生徒〔生徒〕に対して、教員〔教師〕を派遣して教育を行う場合については、（B）や学習環境等に応じて、指導方法や（C）を工夫し、学習活動が効果的に行われるようにすること。
- 3 学習評価の充実
学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - （1）（中略）
 - （2）各教科等〔各教科・科目等又は各教科等〕の指導に当たっては、（D）に基づいて行われた学習状況や結果を適切に評価し、（E）や指導内容、指導方法の改善に努め、より効果的な指導ができるようにすること。

- （2） 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」について示されている内容として、次の①～⑤の各文が、正しければ○、誤りであれば×を記せ。

- ① 生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、中学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する小学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部によって、替えることができる。
- ② 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動若しくは総合的な学習の時間の目標及び内容に関する事項の全部に替えて、自立活動を主として指導を行うことができる。
- ③ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部に就学する生徒のうち、主として専門学科において開設される各教科の内容を習得し目標を達成している者については、高等学校学習指導要領第3章に示す各教科・科目の目標及び内容の一部を取り入れることができる。
- ④ 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部に就学する児童のうち、小学部の3段階に示す各教科又は外国語活動の内容を習得し目標を達成している者については、小学校学習指導要領第2章に示す各教科及び第4章に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる。
- ⑤ 児童又は生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の全部を取り入れることができる。

2 次の(1)～(5)と最も関連のあるものを下のア～コからそれぞれ一つ選び、記号で記せ。

- (1) 腎臓疾患 (2) 滝乃川学園 (3) 就労移行支援
 (4) ワーキングメモリー指標 (5) アシスティブ・テクノロジー

ア. VOCA	イ. 介護保険サービス	ウ. 石井亮一	エ. WISC-IV
オ. 柏倉松蔵	カ. 障害福祉サービス	キ. パネルシアター	ク. ネフローゼ症候群
ケ. トウレット症候群	コ. S-M社会生活能力検査		

3 次の資料は、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」(令和3年1月)の一部を抜粋したものである。次の問いに答えよ。

(これからの特別支援教育の方向性)

- 特別支援教育を巡る状況の変化も踏まえ、インクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を(A)させていくために、引き続き、
 - ①障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる学びの場の整備
 - ②障害のある子供の自立と(B)を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、(C)のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく。
- これらを更に推進するため、それぞれの学びの場における(D)の充実を進めるとともに、
 - ・障害のある子供と障害のない子供が、年間を通じて計画的・継続的に共に学ぶ活動の更なる拡充
 - ・障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよう、多様な学びの間で(E)が円滑に接続することによる学びの連続性の実現を図る。

(1) (A)～(E)に当てはまる語句を次のア～コから選び、記号で記せ。

ア. 社会参加	イ. 創造	ウ. アフターケア	エ. 連続性
オ. 維持	カ. 教育課程	キ. 選択性	ク. 療育
ケ. 進展	コ. 各教科等の学習		

(2) 資料中の下線部は、交流及び共同学習に係る記述であるが、交流及び共同学習について、次の条項に定められている法律名を記せ。

第十六条

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

(3) 交流及び共同学習の説明として、正しいものを全て選び、記号で記せ。

- ① 交流及び共同学習は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉える。
- ② 交流及び共同学習は、特別支援教育コーディネーターのリーダーシップの下、学校全体で組織的に取り組む。
- ③ 交流及び共同学習は、各教科、道徳科、総合的な学習の時間の授業に限り行うことができる。
- ④ 交流及び共同学習の実施、事前の準備、実施後の振り返りについて、年間指導計画に位置付け、計画的・継続的に取り組む。
- ⑤ 交流及び共同学習の評価は、活動直後の状況だけではなく、その後の日常の生活における子供たちの変容を捉える。

4 次の文は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）及び特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年2月告示）に示されている「病弱者である児童（中学部、高等部においては生徒）に対する教育を行う特別支援学校」において、配慮事項として示されたものの一部を抜粋したものである。ただし、〔 〕は特別支援学校高等部学習指導要領によるものである。次の（1）、（2）の問いに答えよ。

- (1) 個々の児童（中学部においては生徒）〔生徒〕の学習状況や病気の状態、授業時数の制約等に応じて、指導内容を適切に精選し、（ A ）な事項に重点を置くとともに、指導内容の連続性に配慮した工夫を行ったり、各教科等〔各教科・科目等〕相互の関連を図ったりして、効果的な〔系統的、発展的な〕学習活動が展開できるようにすること。
- (2) 健康状態の維持や管理、改善に関する内容の指導に当たっては、〔主体的に〕（ B ）を深めながら学びに向かう力を高めるために、（ C ）における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。

(1) （ A ）～（ C ）に当てはまる語句を記せ。

(2) 病弱者である児童生徒に対する教育を行う上で、上記のような配慮が示されている理由を記せ。